

令和3年10月22日

病院長・診療所長各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 三松 興道

「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」の周知について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の
周知について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会常任理事より別添のとおり通知が参りました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用
する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上ものに対して建築物移動等円
滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建
築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないとされています。

また、全ての人にとって使いやすい建築物や小規模店舗の整備に向けて、バ
リアフリーの設計上の配慮やソフト面における工夫など、建築主及び設計者の
ほか、事業主、施設管理者等にも広く有効活用いただくための手引きとして、「高
齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（ガイドライン）が定
められているところです。

本件は、今般、バリアフリー化の一層の推進のため、同ガイドラインが改定
された旨をお知らせするものになります。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会
会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当：病院診療所支援課 佐藤
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：k-sato@kanagawa.med.or.jp

事務連絡
令和3年10月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の周知のお願い

国土交通省
住宅局 参事官（建築企画担当） 付

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省では、学識者、障害者団体、事業者団体等の関係者で構成する検討会における議論を経て、建築物のバリアフリー化のガイドラインである「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を令和3年3月に見直し、改定いたしました。

前回2017(平成29)年3月の建築設計標準の改正から4年が経ち、その間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への準備、近年のバリアフリー法改正等により、「共生社会」の実現に向けた取組が推進され、用途や規模にかかわらず、建築物の新築や改修においてバリアフリー化を行うことが強く求められています。

本建築設計標準は、全ての人にとって使いやすい建築物や小規模店舗の整備に向けて、バリアフリーの設計上の配慮やソフト面における工夫など、建築主及び設計者のほか、事業主、施設管理者等にも広く有効活用いただくための手引きとして策定したものです。

誰もが安心して快適に利用できるバリアフリー環境の実現に向けて、本建築設計標準をご活用くださいますようお願いいたします。

○建築設計標準（改正版）PDF掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

○建築設計標準に関する講習会（動画配信/国土交通省公式YouTube）

<https://youtu.be/diQoMu5B33M>

<https://youtu.be/NyWyo2YQNhs>

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

課長補佐 亀元 靖彦

係員 野上 宏樹

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel:03-5253-8513（直通）

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
[対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
[対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物] 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

改正

(なし)

【出入口・店舗内部の通路の確保等】 ①

- ・ 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・ 店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・ 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】 ②

- ・ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・ また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】 ③



● 車椅子可搬型スロープ



● 貸出し用の車椅子



● 筆談器を活用した会計・対話



● 点字・墨字併記のメニュー



● 杖を立てかけるホルダー



● スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)

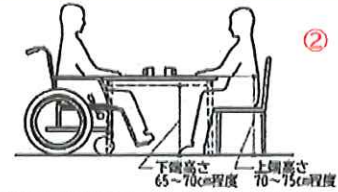
【モデル・設計例】 ①



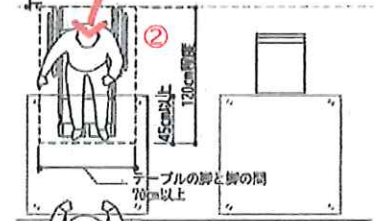
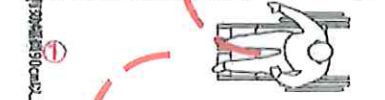
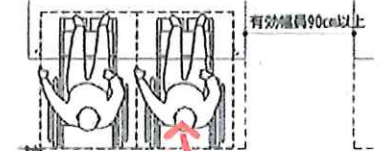
● 改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



● 可動式の椅子席(カウンター席)



● 車椅子が利用できるテーブルの高さ



● 飲食店舗の通路の有効幅員・座席

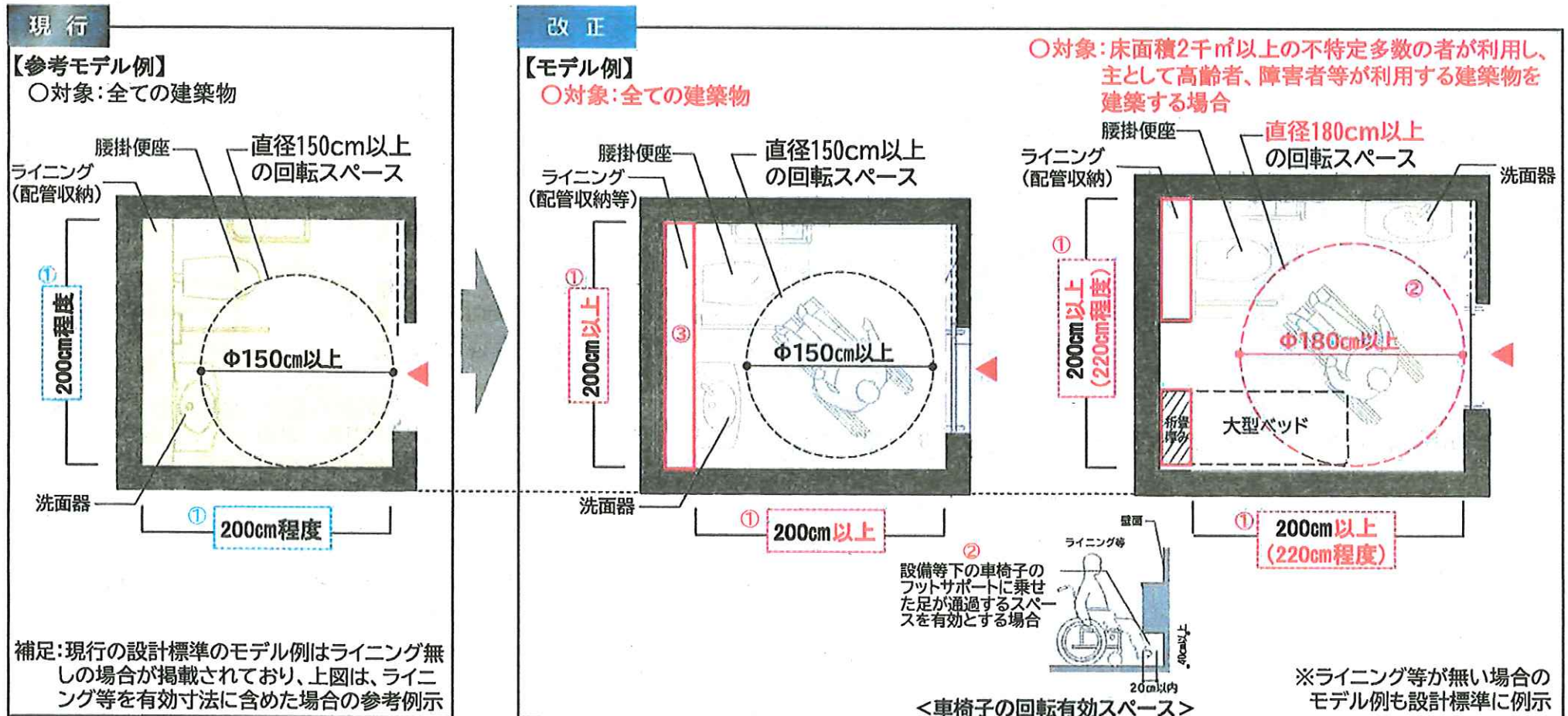
2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用便房の大きさの見直し

① 対象：全ての建築物（共通）

トイレの大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保することを明示

② 対象：①のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 大型の電動車椅子使用者（座位変換型）等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』 ⇒『直径180cm以上』を設けることに改正



2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

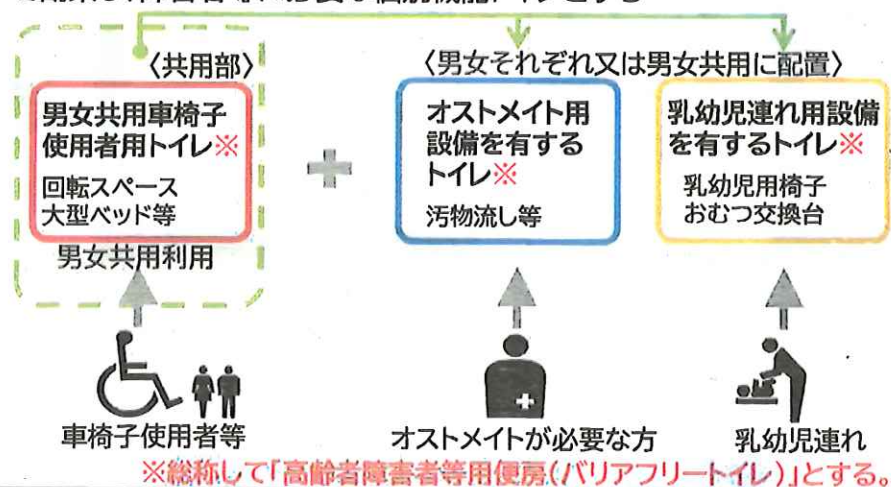
●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- ・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

改正

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要個別機能トイレとする



【便房の機能を示す表示板(標識)】

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】

●個別機能を備えた便房の表示例(車椅子利用者用便房・男女共用便房等)



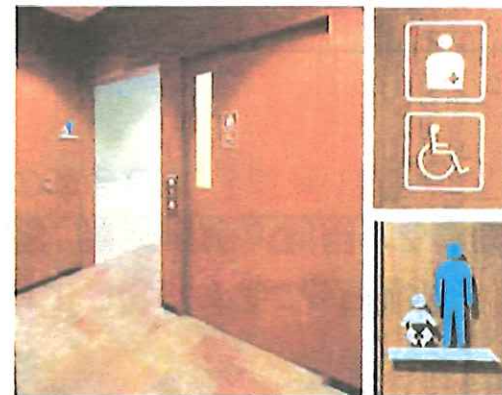
・車椅子利用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

●個別機能を組み合わせた便房の表示例

(利用想定等を十分に考慮し、車椅子利用者便房に個別機能を付加した便房)



・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと男女共用のみの表示(便房内は大型ベッド付き)

・便所設備(機能)の分散配置を示した表示
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラム表示のみ

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

- ①建築物に1以上設ける車椅子使用者用駐車施設は、「車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さを確保する」と明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確にした改正
- ②既存の車椅子使用者用駐車施設等で大型福祉車両が、駐車できない場合の運用面への柔軟な対応を追加

現行

①
車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付き車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

＜留意点＞リフト付き車両の高さ
一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

【モデル例】

【設計例】

(なし)

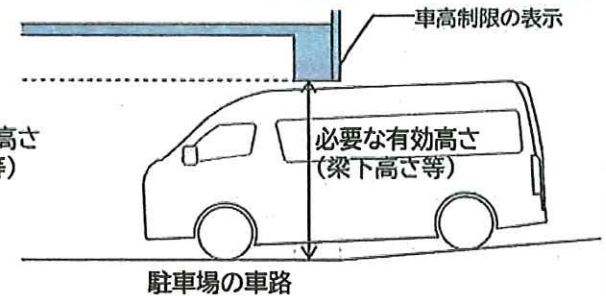
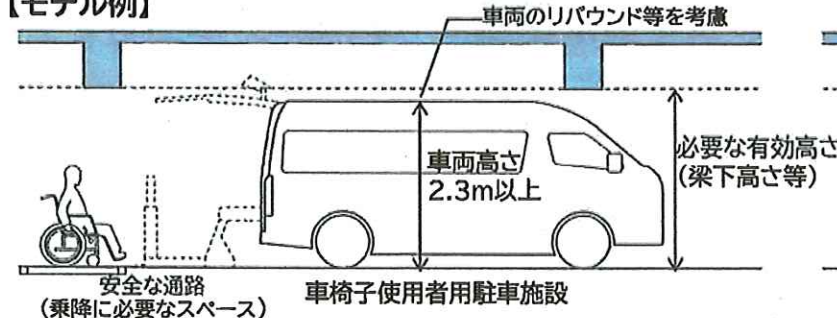
改正

① 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

① 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋外の駐車場施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さ(梁下高さ等)を確保する。

(改修等で対応が困難な場合を除く)

【モデル例】



【設計例】地下駐車場出入口



② 既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応が行うことができるように備える。

(対応例:一部のエリアで車高が確保できる車椅子使用者用駐車施設を設ける等)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- ① 国立競技場、小規模店舗(飲食・物販・サービス)、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- ② 設計段階から、高齢者・障害者等の意見を取り入れた建築物(国立競技場、他)を追加

改正

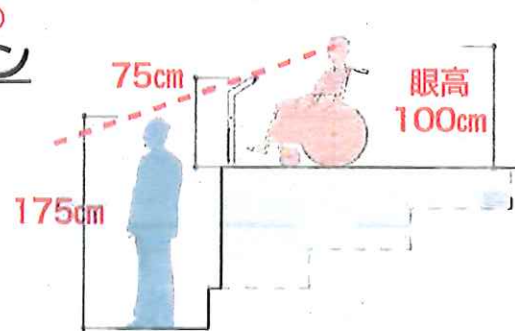
① 国立競技場における車椅子使用者用客席のサイトライン



施設外観
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用者用客席
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用車用客席のサイトライン

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場について」
<https://www.jpnspport.go.jp/kokuritu/Portals/0/kokuritu/project-summary/kokuritsukyougijounitsuite.pdf>

・前列席の人(身長175cmを想定)が立ち上がった状態でも、車椅子使用者用客席の視界を妨げない計画とされ、フィールド全体が視認できる。

※サイトライン(可視線)とは
劇場等の客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点(舞台やスクリーン、競技スペース等)を見ることが出来る視野の限界線のことである。

② UDワークショップの意見を踏まえた改善(国立競技場)

- ・エレベーターの階数表示・階数ボタンの配置の改善
- ・車椅子使用者用トイレの機器の配置の改善
- ・男女共用トイレの付添利用対応(カーテン設置)
- ・車椅子使用者用客席をバランス良く分散
- ・外部に補助犬トイレを設置



●UDワークショップの実施

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場におけるユニバーサルデザインワークショップについて」
<https://www.jpnspport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshopnitsuite.pdf>

① 小規模店舗の事例



●カウンター型のラーメン店
(10席のうち可動式の椅子席: 4席)

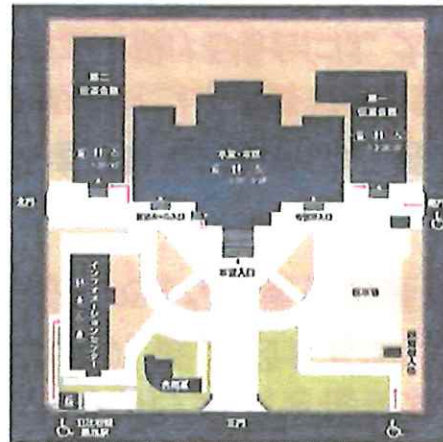


●車椅子使用者のまま食事ができる可動席

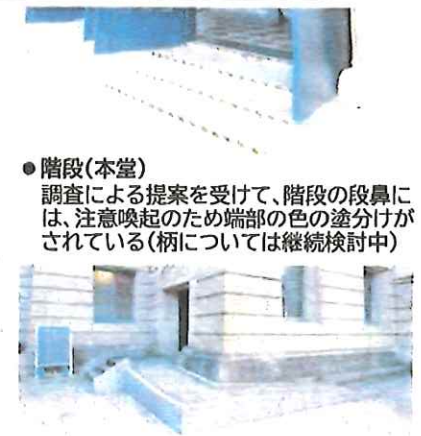


●車椅子のまま調髪できる理容所

② 障害当事者を含む専門会社の提案意見を取り入れ、改修・改善を進める歴史的建造物(築地本願寺)



●全体配置図等(HP掲載の案内図)
調査による提案を受けて、文字の大きさの変更やエレベーターを利用したバリアフリー経路等の表示が実施されている



- 階段(本堂)
調査による提案を受けて、階段の段鼻には、注意喚起のため端部の色の塗分けがされている(柄については継続検討中)
- 出入口(本堂)の傾斜路
出入口の階段には傾斜路が併設されている(調査による提案を受けて、手すり設置による安全対策を2020年度中に実施する方針)

バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「公立小学校等又は特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

注：条例により、面積要件の引下げ可

※増改築部分のみが義務化の対象

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

(例) ・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車いす使用者用のトイレがひとつはある など

※出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

注：条例により、必要な事項の付加可。
また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。(※義務づけの対象ではない)

(例) ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

| 特定建築物 | 特別特定建築物 |
|---|---|
| 1.学校 | 1.小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校 |
| 2.病院又は診療所 | 2.病院又は診療所 |
| 3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | 3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場 |
| 4.集会場又は公会堂 | 4.集会場又は公会堂 |
| 5.展示場 | 5.展示場 |
| 6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 |
| 7.ホテル又は旅館 | 7.ホテル又は旅館 |
| 8.事務所 | 8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 |
| 9.共同住宅、寄宿舎又は下宿 | 9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） |
| 10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの | 10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |
| 11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場 |
| 12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 | 12.博物館、美術館又は図書館 |
| 13.博物館、美術館又は図書館 | 13.公衆浴場 |
| 14.公衆浴場 | 14.飲食店 |
| 15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 |
| 16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの |
| 17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの | 17.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） |
| 18.工場 | 18.公衆便所 |
| 19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | 19.公共用歩廊 |
| 20.自動車の停留又は駐車のための施設 | |
| 21.公衆便所 | |
| 22.公共用歩廊 | |